大阪府保育士就職準備金貸付事業 募集要項

この事業は、保育士資格をお持ちで、現在、保育士又は保育教諭として勤務していない方が、大阪府内(堺市・ 大阪市を除く。以下「**対象区域**」という)の保育所等に就職する際に、必要な費用(就職準備金)を貸し付けます。 対象区域で、保育士又は保育教諭として児童の保護等に2年間継続して従事すれば、返還免除となります。

1. 貸付対象者

下記要件の①から②のすべてを満たすことが必要です。

- ① 次のAからEのいずれかの施設もしくは事業を離職した方、又は当該施設もしくは事業に勤務経験のない方。
 - A 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - B 家庭的保育事業
 - C 小規模保育事業
 - D 事業所内保育事業
 - E 幼稚園
- ② 対象区域の次に掲げる施設又は事業(以下「保育所等」という)に、保育士又は保育教諭として新たに 週20時間以上 勤務することが決定した方。
 - ア 保育所
 - イ 幼稚園のうち預かり保育を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設
 - ウ 認定こども園
 - エ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業
 - 才 病児保育事業
 - カ 一時預かり事業
 - キ 離島その他の地域における特例保育を実施する施設
 - ク 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている事業
 - ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

※貸付対象施設については、従事先及び当該市町村に確認させていただく場合があります。

- - ※ 貸付対象となる経費の例
 - □保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用、賃貸物件の礼金や仲介手数料
 - □保育所等で使用する被服費 □保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
 - □保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 など
- **3. 貸付回数** 1人につき1回
- **4. 貸付の利子** 無利子
- 5. 申請方法など
 - **■募集期間**: 平成 31 年 4 月 1 日~令和 2 年 3 月 29 日 (必着)
 - ■申請期限:勤務開始日よりおおむね3カ月以内
 - ■提出先:大阪府社会福祉協議会(以下、府社協) 大阪福祉人材支援センター

大阪府保育士就職準備金貸付担当へ、郵送(簡易書留または特定記録郵便を使用)もしくは直接持参

- ■申請に必要な書類 ※必要な様式は問い合わせ先まで資料請求してください。
 - ① 大阪府保育士就職準備金貸付申請書(様式第1号)
- ② 申請者の住民票(申請日より3カ月以内に発行されたものでマイナンバーの記載がないもの)
- ③ 前職の状況を証明するもの(離職票、年金定期便等)※保育士等として勤務していた場合のみ
- ④ 保育士証(写)
- ⑤ 採用(予定)証明書(様式第2号)
- ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの(住民税課税証明書や源泉徴収票など)

6. 申請に関する留意点

- ①申請者及び連帯保証人は、返還の事由に該当した場合、返還義務が生じることを十分認識していただき、 自筆での署名・捺印が必要です。
- ②連帯保証人が1名必要です。
 - ・下記の⑦・①・⑤・⑤の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。
 - ⑦独立した生計を営んでいる。 の安定した収入(住民税が課税される程度)がある。
 - ⑦申請日において年齢が65歳未満である。 ②日本国内に居住する成年の者である。
 - ・「生活福祉資金など府社協が実施している貸付金の連帯保証人になられていないこと」及び「すでに府 社協が実施している貸付金を受けている場合は、その返済を滞納していないこと」が条件となります。
 - ※貸付審査の際は、連帯保証人に確認事項の連絡をすることがあります。
- ③返還免除となる場合は、以下の通りです。
 - (1) 借受人が対象区域に所在する保育所等において児童の保護等(以下「返還免除対象業務」という。)に2年間引き 続き従事したとき。なお、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場 合は、引き続き返還免除対象業務に従事しているものとみなします(ただし、従事期間には算入しません)。 また、従事先の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、対象区域外において返還免除対象業務に従 事した期間については、従事期間に算入して差し支えないものとします。
 - (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

④貸付金を返還していただく場合の主な条件は、次の通りです。

- (1)貸付契約が解除されたとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 借受人が対象区域内に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき(ただし従事先の法人における人事異動の場合は除く)。
- (4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ※返還になった場合、事由に該当することとなった日の属する月の翌月から6カ月以内に、一括または月賦により、原則、借受人本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社(りそな決済サービス株式会社)を通じて、自動振替します。また、正当な理由なく、返還すべき日までに返還しなかったときは、その翌日から返還した日までの日数に応じて、年5%の延滞利息を返還金と併せて支払っていただきます。

7. 申請に関する問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 大阪府保育士就職準備金貸付担当 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1 丁目 1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL: 06-6776-2943 (平日 9: $00\sim17:00$ 受付) FAX: 06-6761-5413

(ホームページ) http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter

